

## 静岡文化芸術大学保健室規則

### (趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学学則第49条の規定に基づき保健室を置き、運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 保健室は、本学における保健管理等に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進等を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 保健室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体的・精神的な健康相談並びに救急措置
- (2) 健康の保持増進等に必要な指導、保健教育
- (3) 学内の衛生環境並びに感染症予防及び対策に関する指導援助
- (4) その他保健・健康支援に関し必要な業務

### (組織)

第4条 保健室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 学校医
- (3) 保健師又は看護師

2 室長は、法人事務局総務室長をもって充てる。

### (学生相談室等との連携)

第5条 保健室は、学生及び教職員の相談内容等により、必要に応じて学生相談室、修学サポート室、衛生委員会、学生委員会、その他の関係学内組織と連携を図るものとする。

### (事務)

第6条 保健室の事務は、法人事務局総務室において処理する。

### (改廃)

第7条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。